

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月から54年3月まで
会社を退職した昭和53年8月ごろ、父親がA市B支所で国民年金の加入手続を行った。父親が納付書で納付をしていたはずで、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は8か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年2月に払い出されており、この時点で申立期間は過年度納付可能な期間である上、申立人と同時期に払い出された国民年金被保険者の記録を確認したところ、過年度納付とされている国民年金被保険者が確認できたことから、この時期に未納者に対して少なくとも年1回過年度納付書が送付されていたものと考えられる。

さらに、申立人の母親はその夫が厚生年金保険適用の会社を60歳で定年退職した際、国民年金に加入し、その後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の両親は国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと推定され、過年度納付書を受け取った申立人の両親が申立期間を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月

夫(申立人)が、国民年金の加入手続きを行い、夫婦の保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い上、申請免除期間についても追納がみられるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人とその妻はA店を経営し、申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無い上、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間の1か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間については、いずれも夫婦が同一日に納付していたことが確認でき、申立人が夫婦の保険料を一緒に納付していたという主張は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月

夫が、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦の保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、未納期間は無い上、申請免除期間についても追納がみられるなど、申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人とその夫は広告代理店を経営し、申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無い上、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間の1か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間については、いずれも夫婦が同一日に納付していたことが確認でき、申立人の夫が夫婦の保険料を一緒に納付していたという主張は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年8月27日から同年11月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を同年8月27日、資格喪失日を同年11月20日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年から35年まで

昭和33年ころ、B社を退職してすぐに、C氏が設立したA社に入社した。その後、同僚たちが相次いで退職していったため、35年まで帳簿の管理や売掛金の回収などの業務にも従事した。

当該事業所勤務に係る申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社においてD職として勤務していた旨を複数の同僚が証言していること、及び同僚が申立人と同日に入社したと証言していることから、申立期間のうち、昭和34年8月27日から勤務していたものと推認できる。

また、同事業所の申立人を除くD職及び申立人と同日に入社したD職である同僚において、いずれも厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和34年11月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記同僚においても同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年8月27日から同年11月20日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同日に入社したD職の同僚の社会保険事務所における記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会

保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和34年8月から同年10月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年8月27日から同年11月20日までの期間を除く期間については、申立人と同日に入社したD職である同僚においても厚生年金保険被保険者の記録が無い上に、同僚からも申立てに係る明確な証言は得られない。このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和34年8月27日から同年11月20日までの期間を除く期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年3月までの期間は5万6,000円、同年4月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月15日から同年5月7日まで

私は昭和48年1月15日からA社に勤務し、57年3月31日に退職した。厚生年金保険の加入日が48年5月7日になっているが、当時の給与支払明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与支払明細書により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額により、昭和48年1月から同年3月までの期間は5万6,000円、同年4月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所照会において事業主は、当時の資料が無く、当時の担当者と連絡が取れないため、当時の事情は不明である旨を回答しているが、B健康保険組合における健康保険の記録及び厚生年金保険の記録における資格取得日は、昭和48年5月7日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年1月から同年4月までの期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から同年12月1日まで

A社に昭和36年4月1日に入社し、平成3年4月15日に退社するまでの間、同社で継続して勤務していたが、厚生年金保険の期間照会の結果、申立期間が未加入となっていることが判明した。

転勤等で支店間の異動はあったが、一度も退職したことは無く、給与も受けてきた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された社員手帳及びA社から提出のあった在職証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年11月18日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者原票における昭和43年12月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和30年5月9日）及び資格取得日（昭和30年12月15日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月9日から同年12月15日まで
② 昭和31年8月1日から32年3月25日まで

私は、父の友人がA組合の組合長をしていたので、その方の紹介で昭和29年6月から当該事業所に勤め始め、32年11月の退職まで休むことなく勤めていた。厚生年金保険の記録を確認したところ、途中で2回退職扱いとなっているが、約3年半の勤務期間に転勤も無く、給与も途切れることなく受けていたため、この空白期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A組合に昭和30年11月1日に入社した同僚は、「自分が入社した時、申立人は既に勤務していた」と証言している。

また、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚が、申立人が申立期間において、「勤務形態の変更は無く、継続して勤務していた」と証言しているほか、当該同僚は申立期間においていずれも被保険者記録は継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所を継承するB組合C支店は、「当該事業所は昭和34

年1月1日、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後組合の組織として、統廃合を繰り返しているため、確認できる資料について保存しておらず不明である」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年5月から同年11月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和29年6月1日から32年3月25日まで途切れることなく勤務していたと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び旧台帳の記録によれば、31年5月1日から同年8月1日までの期間は、D社において、厚生年金保険被保険者期間の記録が確認できるほか、当該期間に厚生年金保険記録がある同僚は、「申立人が勤務していた」と証言していることから、当該期間については、申立人はD社に勤務していたことがうかがえ、A組合に継続して勤務していた事情はうかがえない。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和43年6月21日から同年7月1日まで

昭和34年3月2日から47年9月21日までB社に勤務していたことは間違いない。D社、A社、B社は名前が変わっても、すべて同じ会社である。申立期間について空白となっているが、これは大きな間違いであるため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社及びB社C工場並びに同社E工場に継続して勤務し（昭和39年12月1日にA社からB社C工場へ異動し、43年7月1日に同社C工場から同社E工場へ異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和39年10月及び43年5月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については、2万8,000円、申立期間②については、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C支店）における申立期間に係る資格喪失日を昭和28年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月25日から28年1月5日まで

昭和26年4月1日にA社に入社し、63年2月29日まで36年11か月勤務した。同社D支店の開設準備委員として、同社B支店から27年12月に転勤したが、同社D支店が開設される28年1月5日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、E健康保険組合の被保険者台帳、雇用保険の被保険者情報の照会回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年1月5日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における昭和27年12月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成元年11月まで
昭和60年ごろ、勤務先に市の職員が訪問したので、夫婦二人同時に国民年金に加入した。初めは集金で納付し、しばらくして郵便局の口座引落しで、当時7,000円から8,000円納めた。その後、元夫だけ私名義の銀行の通帳から引落しにした。元夫だけ納付となっていて、私だけ未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年ごろ、勤務先に市の職員が訪問したので、夫婦二人同時に国民年金に加入したと述べているが、申立人が所持する年金手帳には国民年金に係る記号番号や資格記録の記載は無い上、国民年金加入手続後に年金手帳の交付を受けた記憶も無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は昭和62年2月ごろ払い出されており、60年10月から61年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、結婚後の60年から夫婦二人の国民年金保険料を納付したとの申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から61年6月まで
時期は定かでないが、昭和61年7月ごろ独立を契機に、子供が生まれたこともあり、国民年金に加入していないと児童手当の給付が受けられないとA市役所で説明を受けたので、同市役所で国民年金の加入手続をした。その際、国民年金の窓口担当者との相談の上、過去の未加入期間についても分割で支払うこととなった。未納分を毎月の支払と併せて2か月ずつ4年から7年間にわたり納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和61年7月ごろ独立を契機に、子供が生まれたこともあり、国民年金に加入していないと児童手当の給付が受けられないとA市役所で説明を受けたので、同市役所で国民年金の加入手続をしたと述べているが、国民年金の加入の有無は児童手当の給付要件ではなく、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年7月時点では、既に申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人はこれまでに交付された年金手帳は1冊と述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月に開所したB社会保険事務所で払い出された国民年金手帳記号番号であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年3月まで
時期は不明であるが、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。当時は、兄及び兄嫁と一緒に納付していたはずであり、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び納付状況について証言が得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月ごろに払い出されており、申立人には別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間中同居していた、申立人の長兄及びその妻は当時国民年金保険料の納付に一切関与しておらず、保険料納付に関する証言が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に昭和 39 年 4 月 16 日に入社して 48 年 3 月 31 日付けの辞令により退職した。厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 3 月 31 日になっており、国民年金の資格取得日が同年 4 月 1 日になっているため、年金記録に 1 か月の空白が生じている。同年 3 月 31 日は当該事業所に在籍していたと思う。また、保険料も 3 月の給料にて控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 4 月 1 日になるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の A 社解雇辞令により昭和 48 年 3 月 31 日に、「願により解雇する」との記載が確認できる。しかしながら、当該事業所から提出された平成 2 年 4 月 1 日実施の就業規則の改正についての決裁書によれば、同規則改正以前は、「退職日は除籍とする」、「退職当日は賃金を支給しない」と記載されており、このことは、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社内の異動者については、資格喪失日が 1 日付けで記録されているところ、退職者については、末日付けで記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人についても、当該決裁書に基づいた取扱いがなされたものと推認される。

また、当該事業所は、「保険料は翌月控除であり、申立期間の保険料は控除していない」、「当時は退職日を社会保険の資格喪失日として処理していた」と回答しているほか、当該事業所で保管されている厚生年金被保険者名簿の申立人の喪失日は、昭和 48 年 3 月 31 日と記載されている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日までの 3 年間、A 営林署に勤務し集材機の運転をしていた。33 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録はあるのに、それ以後 2 年間の記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において A 営林署に勤務していたことは、申立人が提示した集材機の運転資格証である「機械取扱要員証」が、B 営林局長名で申立期間中の昭和 35 年 8 月 15 日付けで交付されていること及び同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立人と勤務形態が類似する複数の同僚は、厚生年金保険に 1 年から 2 年加入した後に C 共済組合に移行しているのが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、D 共済組合 E 支部は、「申立人は勤務実態があり、厚生年金保険を脱退していることから、昭和 34 年 4 月 1 日から共済組合に加入したものと考えられる」、また、「退職一時金台帳及び一時金凍結者名簿に申立人の氏名が無いほか、当該台帳、名簿以外に当時の加入者名簿が存在していたかどうかは不明」と回答しているほか、同支部から提示された資料によれば、申立人の勤務形態は共済組合員の資格取得要件を満たしていると思われるため、申立人は同日から共済組合に加入していたことがうかがわれる。

さらに、申立人が「機械取扱要員証」の交付を受けた B 営林局の被保険者名簿及び A 営林署の別払出記号に係る被保険者名簿からは、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から同年 11 月まで

昭和 40 年 3 月から同年 11 月まで A 商店に勤め、酒蔵内での作業、酒の瓶詰め作業、酒の配達と、同僚と同じ仕事をしていながら、私だけが厚生年金保険に加入していないのは甚だ不自然である。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務期間は特定できないが、A 商店に勤務していたことが複数の同僚の証言から推認できるものの、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の氏名は確認できず、被保険者の整理番号は連続しており、番号に欠番が無い上、申立期間当時の被保険者数は 10 人であったと確認できるところ、複数の同僚の証言から、当時の社員数は 20 人近くいたとの証言が得られたことを踏まえると、当該事業所は、すべての社員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、事業所照会において事業主は、「申立てどおりの届出を行っていない」、「申立期間に係る保険料を納付していない」と回答している上、事業主は、「申立期間当時は事業方針を切り替えた時期で、社員を減らす方向であった」旨を陳述している。

さらに、当該事業所及び社会保険手続を代行していた社会保険労務士事務所においても、証言及び関連資料を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 20 日から 29 年 12 月 1 日まで
中学校卒業後、昭和 28 年 3 月 20 日ころに知人の紹介でA社に入社し、34 年 7 月に退職するまで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が 29 年 12 月 1 日からになっている。28 年 3 月 20 日から 29 年 12 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「同時期に入社した者はいない。入社当時の従業員数は 10 名程度であった」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者の数が昭和 28 年 4 月では 2 名、29 年 4 月では 1 名であることが確認でき、申立期間において多数の厚生年金保険未加入者が存在していたことが推認できるほか、同年 12 月 1 日に申立人を含め 3 名が資格取得しており、そのうちの 1 名は、「昭和 27 年から勤務していた」と証言していることから、当該事業所では、従業員の厚生年金保険の資格取得について、入社と同時に届出がなされていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主等の消息は不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から37年12月1日まで

私は、昭和35年4月に友人のA氏の紹介でB社に勤務した。当時、運転免許証があったので、配達の仕事をした。3年間勤めたが、一緒に勤めた友人には厚生年金保険の記録があって、自分に記録が無いのは納得がいかないもので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該同僚は、B社において、昭和35年8月1日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった36年2月1日までの記録が確認できるところ、当該同僚のうちの一人は、同社に1年ぐらい勤務した旨の証言をしていることを踏まえると、同社は、入社後すぐに厚生年金保険に加入する扱いをしていなかったと推認できる。

また、申立人は、普通自動車の運転免許を取得するために前勤務先を退職し、免許取得後に上記同僚の紹介でB社に入社したと述べているところ、同運転免許証の取得年月日は昭和35年10月21日と確認できる。

さらに、当該事業所は昭和36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業主からこれらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

なお、申立人は申立期間のうち昭和35年10月1日からは国民年金に加入し、36年4月から37年12月分の国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険被保険者として認識していた事情はうかがえない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。